

2. CDM, JI (クリーン開発メカニズム、共同実施)

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
CDM 事業活動からの適応基金への収益分担	<p>P4 パラ 2 《締約国となった発展途上国における具体的な適応事業及びプログラムに資金供与するための》適応基金は、CDM 事業活動による収益分担金とその他の資金源から資金供与されるべきこと。</p> <p>P4 パラ 3 附属書 I 国は、CDM 事業活動による収益分担金に対し追加的となる資金供与を行うよう呼びかけられるということ。</p> <p>P8 パラ 10 収益金分担は、CDM 事業活動により発行される認証排出削減量の 2% であるべきこと。</p>	<p>P18 パラ 10 気候変動の悪影響に対し特に脆弱な発展途上締約国が京都議定書第 12 条第 8 パラグラフにある適応コストを払えるよう援助するための収益金分担を、CDM 活動で発行される CER の 2% とする。最低開発国での CDM 活動は、適応コスト援助のための収益金分担からは除外される。</p>
プロジェクトの持続可能な開発への貢献 (CDM、JI)	<p>P8 パラ 1 《JI》 第 6 条事業活動がホスト国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト国の特権であることを確認すること。</p> <p>P8 パラ 1 《CDM 事業について、JI と同様の記載》</p>	<p>P5 《JI》 第 6 条事業活動がホスト国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト国の特権であることを確認すること。</p> <p>P16 《CDM 事業について、JI と同様の記載》</p>
原子力施設の取り扱い (CDM、JI)	<p>P8 パラ 2 《JI》 附属書 I 国が第 3 条 1 コミットメント達成に原子力施設により発生した ERU を使用することを差し控えるべきことを認識すること。</p> <p>P8 パラ 2 《CDM》 附属書 I 国が第 3 条 1 コミットメント達成に原子力施設により発生した CER を使用することを差し控えるべきことを認識すること。</p>	<p>P5 《JI》 附属書 I 国が第 3 条 1 コミットメント達成に原子力施設により発生した ERU を使用することを差し控えるべき。</p> <p>P16 《CDM》 附属書 I 国が第 3 条 1 コミットメント達成に原子力施設により発生した CER を使用することを差し控えるべき。</p>
CDM 事業への ODA の利用	<p>P8 パラ 3 附属書 I 国による CDM 事業への公的資金供与が ODA の流用となつてはならず、附属書 I 国の資金的義務とは切り離して、資金的義務の方に勘定されることがあつてはならないことを強調すること。</p>	<p>P16 附属書 I 国による CDM 事業への公的資金供与が ODA の流用となつてはならず、附属書 I 国の資金的義務とは切り離して、資金的義務の方に勘定されることがあつてはならないことを強調する。</p>

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
小規模 CDM 事業活動の促進 (プロジェクトの種類)	<p>P9 パラ 6 理事会は第 8 回会合において、以下の小規模 CDM 事業活動につき簡便化した方法と手順を開発し、COP に対し提言すべきこと。</p> <p>(a) 最大発電容量 15 MW 相当までの再生可能エネルギー・プロジェクト活動(あるいは15MWに相当する適切なもの)</p> <p>(b) 供給及び/ないし需要サイドにおいて、年間最大 15 GWh 相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善事業活動、あるいは</p> <p>(c) 排出源による人為的排出量を削減し、また直接排出量が年間二酸化炭素換算で 15 キロトン未満となるその他の事業活動。</p> <p>P9 パラ 7 理事会に対し、上記第 6 (c)パラグラフに述べられている小規模事業活動の簡便化された方法・手順と定義をレビューし、必要であれば、COP/MOP に適切な助言を行うよう呼びかけること。</p>	<p>P17 パラ 7 理事会は第 8 回会合において、以下の小規模 CDM 事業活動につき簡便化した方法と手順を開発し、COP に対し提言すべきこと。</p> <p>(a) 最大発電容量 15 MW 相当までの再生可能エネルギー・プロジェクト活動(あるいは15 MW に相当する適切なもの)</p> <p>(b) 供給及び/ないし需要サイドにおいて、年間最大 15 GWh 相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善事業活動、あるいは</p> <p>(c) 排出源による人為的排出量を削減し、また直接排出量が年間二酸化炭素換算で 15 キロトン未満となるその他の事業活動。</p> <p>P19 パラ 3 理事会に対し、上記第 6 (c)パラグラフに述べられている小規模事業活動の簡便化された方法・手順と定義をレビューし、必要であれば、COP/MOP に適切な助言を行うよう呼びかける。</p>
吸収源プロジェクトの種類	<p>P9 パラ 8 植林及び再植林事業は、第一コミットメント期間の CDM において唯一の適格な土地利用、土地利用変化及び森林事業であるべきこと。(LULUCF セクション VII パラ 1 原則、COP8 決定のための SBSTA の定義と方法を手引きとする) 方法には、非持続性、追加性、リーケージ、規模、不確実性、社会経済的及び環境的影響が含まれるべきこと。</p> <p>P10 パラ 9 将来のコミットメント期間の CDM における LULUCF 事業の取扱は、第二コミットメント期間に関する交渉の一環として決定されるべきこと。</p>	<p>P18 パラ 8 の前の{ }付段落 CDM のもとでの新規植林・再植林を含むための方法と手順に関するパラグラフが CP.6 から組み入れられる。</p>
ベースラインの設定	<p>《記述なし》</p>	<p>P8 パラ 3(d) 《JI》 CDM 理事会の関連作業を十分に考慮した上で、COP/MOP による検討に供すべく、後述の附属書 B にあるベースライン・モニタリング・クレジット期間についての報告指針やクライテリアを改善する。</p> <p>P12 パラ 28,30 《JI》 当該事業のベースライン・モニタリング計画が後述の附属書 B にあるクライテリアにしたがっているかどうか、事業参加者は、承認された独立機関に対し提出し、承認独立機関は決定する。</p> <p>P15 附属書 B 《JI》 《COP6 にて EU により提案があったが、交渉されていない。COP7 での議論される予定。》</p>

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
		<p>P23 15(i) 《CDM》(理事会はCDMを監督し、COP/MOPに対し十分に説明責任を有し)後述の附属書Cの規定にしたがって、ベースライン・モニタリング計画・事業境界に関する新しい方法論と指針を認める。</p> <p>P29 15(e) 《CDM》ベースライン方法論及びモニタリング計画は、理事会により以前認可された方法論、あるいは新しい方法論を確立するための方法及び手順を遵守していること:</p> <p>P29 17 《CDM》方法論の改訂は、新ベースラインやモニタリング計画の認可手順にしたがって行われる。いかなる改訂も、改訂日後に登録されるベースラインやモニタリング計画にのみ適用され、クレジット期間中の登録済みの事業活動に影響を与えることはない。</p> <p>P31 12 《CDM》ベースラインは、事業域内の附属書Aに列挙されている全てのガス、部門、排出源カテゴリーからの排出量と、吸収源による人為的吸収を網羅すべきこと。</p> <p>P31 14 《CDM》ベースラインは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認済みもしくは新規手法に沿ってプロジェクト参加者により確立される。 ・ 仮定、手法、パラメータ、データソース、追加性など、透明性が高い方法で決定される。 ・ プロジェクト個々に規定される。 ・ 小規模プロジェクトは簡便化した方法に沿って決定される。 <p>P31 14 《CDM》ホスト側の特有の状況によっては、現在よりも高い人為的排出が起きるといふシナリオを用いてもよい。</p> <p>P31 15 《CDM》不可抗力による活動レベルの低下によるCERの獲得がないようにベースラインを定義。</p> <p>P31 16 《CDM》プロジェクト参加者は以下のベースラインのうち、一番活動に適切であるものを選択可能。</p> <p>(a) 実質的な現在の、及び過去の排出量</p> <p>(b) 経済的に魅力的なやり方となる技術による排出量</p> <p>(c) 過去5年間の類似の活動のうち、良い方から20%の平均排出や削減割合。</p> <p>P31 17 《CDM》プロジェクトの信用期間は5年に限られる。小規模プロジェクトは10年まで。プロジェクト参加者により更新可能。</p> <p>P38 附属書B 《CDM》計画設計書に、提案されるプロジェクト活動のベースライン手法を記述する。</p>

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/CRP.11)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認された手法の利用ならば...標準かそれ以外か ・ 新規手法の利用ならば...計算方法、選択の正当性、運用期間と信用期間の正当性、重要パラメータ・データソース・仮定の記述と不確実性の評価、ベースライン排出と年間排出削減量予測、リーケージの取り扱い、長所と短所 <p>P40 附属書 C 理事会は、CDM の手続きに基づき以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベースラインとモニタリングに関連する手法の一般的指針を開発。 ・ 次の分野には特有の指針を提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 部門、プロジェクトタイプ、技術、地理的範囲など) ベースライン設定やモニタリングで共通の手法上の特性をもつようなプロジェクトカテゴリーの定義 ● データの利用可能性を含めた、地理的範囲(国際、国内など) ● プロジェクトの境界の決定 ● 信用期間 ● 国内政策や、特有の地域環境、例えば、部門改革、地域の燃料利用可能性、電源拡張計画、経済状態などを考慮した規定 ・ 小規模プロジェクトのベースラインとモニタリングには優先的に単純な手法を開発する。
参加主体	《記述なし》	<p>P12 バラ 26 《JI》 法的機関に第6条事業活動への参加を認めている締約国は、義務の達成において責任を有し、法的機関の参加は本添付書に則したものであるよう保証すべき。法的機関は、認可する国が参加資格を有する第6条活動にのみ参加して良い。</p> <p>P27 バラ 29 《CDM》非附属書I国は、京都議定書締約国であれば CDM 事業活動に参加可能。</p>